

(仮称)犯罪被害者等支援条例(素案)に対する意見募集の実施について

犯罪被害者等基本法においては、地方公共団体の責務として、「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。

本市においては、従前から災害見舞金等支給条例により、犯罪被害者に対して災害弔慰金を支給してきたところですが、施策の一層の推進が求められる中、支援の充実を図るため「(仮称)犯罪被害者等支援条例」を制定しようとするものです。

つきましては、条例制定にあたって参考とさせていただくため、下記のとおり、市民の皆様から、本条例の素案に対する意見を募集します。

●意見募集期間

令和6年6月20日(木)～令和6年7月19日(金)

●閲覧場所

市ホームページに掲載するほか、人権・男女共同参画課(市役所本館5階)、富田ふれあい文化センター、春日ふれあい文化センター、男女共同参画センター(クロスパル高槻4階)、行政資料コーナー(市役所本館1階18番)、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンターで閲覧できます。

●応募方法

住所及び氏名(団体の場合は、所在地、団体名及び代表者名。以下同じ。)を記入し、令和6年7月19日(金)までに、人権・男女共同参画課へ持参するか、郵送(当日消印有効)、ファックス又は市ホームページ(<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>)の簡易電子申込サービスにより提出してください。

●提出先

〒569-8501 高槻市桃園町2-1

高槻市 市民生活環境部 人権・男女共同参画課(市役所本館5階)

FAX:072-674-7577

【注意事項】

- 1 電話や口頭でのご意見、住所・氏名の記入がないご意見は受付できません。
- 2 ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- 3 ご記入いただいた個人情報、この意見募集の目的以外には使用しません。

●問合せ先

高槻市 市民生活環境部 人権・男女共同参画課 (TEL:072-674-7575)